



毎月5日発行

# M o n t h l y 情報掲示板

社会保険労務士法人のぞみ 税理士法人 のぞみ

TEL0263-34-4488

FAX0263-34-0054

第 179 号

## 注目される給与のデジタル払い解禁

企業が従業員に支払う給与は「通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない」と労働基準法に規定されています。その例外として、従業員から個別に同意を得て、従業員が指定する本人名義の預金口座や証券総合口座に振り込むことが認められています。今回厚生労働省は令和4年11月28日、賃金のデジタル払い（資金移動業者の口座への賃金支払い）を可能とする「労働基準法施行規則の一部を改正する省令」を公布しました。

給与の振込先が拡大されるのは25年ぶりで、企業は従業員の過半数代表者等と「口座振込み等の対象となる従業員の範囲」等、一定の事項について労使協定を締結したうえで労働者から同意を得れば、厚生労働大臣の指定を受けた資金移動業者の口座への資金移動による賃金支払い（賃金のデジタル払い）ができるようになります。

厚生労働省は同日、関係通達も発出し、労働者への説明事項などを記載した同意書の様式例も提示しました。施行は令和5年4月1日で、同日から資金移動業者の指定申請を受け付けます。

◆指定資金移動業者の破綻時には保証機関により労働者に口座残高の弁済が行われる

改正省令では資金移動業者の指定要件について厳しく定められており、賃金デジタル支払いはこれらの要件に係る措置が講じられた資金移動業者の口座に限り認められることとなっています。口座残高の上限を100万円とし、口座残高が100万円を超えた場合、その日のうちに100万円以下にする仕組みが必要です。また、指定資金移動業者の破綻時には、指定資金移動業者と保証委託契約等を結んだ保証機関により、労働者と保証機関との保証契約等に基づき、労働者に口座残高の弁済が行われることとなっているため、破綻したときの全額返済に向け、保証機関と契約しておく必要もあります。

### ◆労働者の同意を得る際の留意事項

企業が賃金のデジタル払いを実施するには、労働者の同意が必要です。同意を得る際は、資金移動を希望する賃金の範囲・金額や支払い開始希望時期、資金移動業者の破綻時に弁済を受けるための代替銀行口座などを確認する必要があります。同意書の様式例は厚生労働省から公開されています。

事務所より

新年あけましておめでとうございます。昨年は格別のお引立てを賜り厚く御礼申し上げます。本年も、より一層のご支援を賜りますよう、従業員一同心よりお願い申し上げます。